

監査制度について

監査委員制度について

監査委員の役割・構成

○ 監査委員の役割

- ・ 監査委員は、主に、地方公共団体の財務事務の執行や経営に係る事業の管理について監査を行わなければならないとされているほか、行政事務一般についても監査を行うことができることとされているもの。
- ・ 監査委員の監査は、これらの事務の適法性・能率性の確保を図る観点から行われているもの。

○ 監査委員の構成

	定数（§195②）	内訳（§196①）
都道府県 人口25万以上の市	4人※1	議員1人の場合は、識見を有する者3人※2 議員2人の場合は、識見を有する者2人※2
市町村	2人※1	議員1人、識見を有する者1人※2

※1 識見を有する者から選任される委員は条例で増加することができる。

※2 識見を有する者から選任される委員が2人以上である場合、そのうち当該普通地方公共団体の常勤の職であった者は1人以下でなければならない。【いわゆるOB制限】（§196②）

○ 監査委員制度の基本的な考え方（制度創設時の趣旨説明）

地方自治団体の活動の範囲が拡張されるに従ひまして、其の行政事務の執行はあくまでも公正を確保せしめ、いやしくも専恣に流るるが如きことなからしめることが必要であります、（略）

地方団体の住民又は地方議会は執行機関の行政事務の執行を常に監査する権限を与へられて居るのでありますが、何分にも地方自治団体の執行する行政事務は複雑多岐に亘って居るのであり、其の執行の適否は住民の権威と専門的知識を兼ね備へた常置機関の精密な監査に依らなければ、正確なる判定を下すことは困難であります、此の趣旨に於きまして新たに監査委員を設けることとし、地方自治団体の行政事務全般の監査に当らせることと致したのであります、（略）

地方自治団体、特に都道府県及び大都市の処理する事務が広汎繁多となるに従ひまして、其の事務、事業の執行の状況を審査して非違を正し、地方の住民及び議会に常に公共事務の内容の実際についての資料を提供せしめますることは、地方自治団体の事務執行の公正と能率の向上とを図る上に欠くべからざることとありますばかりでなく、地方の住民及び議会に対して自治に対する責任と自覚とを喚起する上にも必要と考へられるのであります、監査委員は斯かる目的の為に設置せられるものであり、地方自治団体の首長が地方議会の同意を得まして、地方議会の議員又は学識経験ある者の中から各各一人乃至三人づつ之を選任するのであります、（略）

（昭和21年7月5日衆議院本会議における大村内務大臣による東京都制の一部を改正する法律案、市制の一部を改正する法律案、町村制の一部を改正する法律案及び府県制の一部を改正する法律案の提案理由説明から抜粋）

監査委員による監査の流れ

住民

監査委員

長等

議会

監査の実施

- ・ 関係書類等の調査
- ・ 事実確認等
- ・ 関係人の出頭要請・帳簿等の提出要請、学識経験者からの意見聴取

監査

監査結果報告・意見の決定
(監査委員の合議により決定)

公表

監査結果の報告・公表、意見

報告

報告・意見

監査結果に基づく措置

通知

公表

措置状況の公表

監査委員の数

○ 監査委員の定数別団体数

(単位：団体)

	定数1人	定数2人	定数3人	定数4人	定数5人	定数6人
都道府県	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	44 (93.6%)	0 (0.0%)	3 (6.4%)
指定都市	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	16 (94.1%)	1 (5.9%)	0 (0.0%)
市区	0 (0.0%)	549 (69.7%)	152 (19.3%)	87 (11.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
町村	0 (0.0%)	1,018 (99.8%)	2 (0.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)

- ※注1 平成19年4月1日現在の状況であり、速報値である。
 ※注2 網掛け部分は、各団体区分毎の法定の定数部分である。
 ※注3 都道府県で定数を6人としている団体は、岐阜県・鳥取県・徳島県である。
 ※注4 指定都市で定数を5人としている団体は、横浜市である。
 ※注5 町村で定数を3人としている団体は、富士河口湖町（山梨県）・北島町（徳島県）である。

出典：総務省調べ

○ 監査委員の就任状況

(単位：団体)

	監査委員 (実数)	識見を有する者	(内訳)									議員選出
			弁護士	公認会計士	税理士	農林水産業	商業	会社役員	当該地方公共団体のOB	国・他の地方公共団体の監査・検査実務経験者	その他(無職を含む)	
都道府県	190	98 (51.6%)	6 (3.2%)	13 (6.8%)	8 (4.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	10 (5.3%)	34 (17.9%)	3 (1.6%)	24 (12.6%)	92 (48.4%)
市	1,954	1,060 (54.2%)	41 (2.1%)	94 (4.8%)	231 (11.8%)	16 (0.8%)	9 (0.5%)	82 (4.2%)	311 (15.9%)	24 (1.2%)	252 (12.9%)	894 (45.8%)
町村	2,175	1,098 (50.5%)	5 (0.2%)	22 (1.0%)	67 (3.1%)	164 (7.5%)	47 (2.2%)	76 (3.5%)	234 (10.8%)	35 (1.6%)	448 (20.6%)	1,077 (49.5%)
合計	4,319	2,256 (52.2%)	52 (1.2%)	129 (3.0%)	306 (7.1%)	180 (4.2%)	56 (1.3%)	168 (3.9%)	579 (13.4%)	62 (1.4%)	724 (16.8%)	2,063 (47.8%)

※注1 平成19年4月1日現在の状況であり、速報値である。

※注2 各欄下段の括弧内の計数は、監査委員(実数)に占める構成比である。

出典：総務省調べ

監査委員による監査の実施状況

(単位：件)

	地方自治法 第199条第1 項の監査	うち同条第4 項の監査	うち財務に 関する事務 の執行の監 査		うち経営に かかる事業 の管理の監 査	うち同条第5 項の監査	うち財務に 関する事務 の執行の監 査		うち経営に かかる事業 の管理の監 査
			うち工事監 査				うち工事監 査		
都道府県	14,685 (312.4)	14,569 (310.0)	14,457 (307.6)	1,648 (35.1)	2,913 (62.0)	116 (2.5)	115 (2.4)	66 (1.4)	27 (0.6)
市	31,478 (39.1)	30,675 (38.1)	30,131 (37.4)	1,585 (2.0)	4,134 (5.1)	803 (1.0)	798 (1.0)	427 (0.5)	13 (0.0)
町村	10,697 (10.5)	10,092 (9.9)	9,609 (9.4)	1,312 (1.3)	1,330 (1.3)	605 (0.6)	592 (0.6)	219 (0.2)	59 (0.1)
合計	56,860 (30.3)	55,336 (29.5)	54,197 (28.9)	4,545 (2.4)	8,377 (4.5)	1,524 (0.8)	1,505 (0.8)	712 (0.4)	99 (0.1)

	地方自治法 第199条第7 項の監査	うち財政的 援助団体の 監査	うち出資団 体の監査	うち借入金 の元利支払 保証団体の 監査	うち公有地 信託の受託 者の監査	うち公の施 設の指定管 理者の監査	地方自治法 第235条の2 第2項の監 査	うち指定金 融機関の監 査	うち指定代 理金融機関 の監査	うち収納代 理金融機関 の監査
都道府県	1,948 (41.4)	1,301 (27.7)	718 (15.3)	15 (0.3)	0 (0.0)	170 (3.6)	23 (0.5)	8 (0.2)	0 (0.0)	3 (0.1)
市	3,498 (4.3)	2,780 (3.5)	489 (0.6)	13 (0.0)	4 (0.0)	422 (0.5)	79 (0.1)	25 (0.0)	11 (0.0)	22 (0.0)
町村	2,982 (2.9)	2,771 (2.7)	128 (0.1)	5 (0.0)	36 (0.0)	147 (0.1)	162 (0.2)	101 (0.1)	8 (0.0)	19 (0.0)
合計	8,428 (4.5)	6,852 (3.7)	1,335 (0.7)	33 (0.0)	40 (0.0)	739 (0.4)	264 (0.1)	134 (0.1)	19 (0.0)	44 (0.0)

※注1 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間の状況であり、速報値である。

※注2 監査件数は、監査が行われた組織（課等・団体）の数に着目して集計したものである。

※注3 各欄下段の括弧内の計数は、団体区分ごとの平均値である。

出典：総務省調べ

○ 住民監査請求

(単位：件)

	監査請求の件数	訴えの理由				
		うち却下	うち棄却	うち勧告を行ったもの	うち監査結果を出さなかったもの(合議が整わず)	その他
都道府県	172	4	88	74	6	0
市	667	11	257	364	49	6
町村	160	7	50	90	9	4
合計	999	22	395	528	64	10

○ 住民訴訟

(単位：件)

	住民訴訟提起件数	訴えの理由				請求事項			
		監査委員の監査結果・勧告に不服	議会・長等の措置に不服	監査委員が法定期間内に監査・勧告を行わない	長等が必要な措置を講じない	当該行為の全部又は一部差止請求(§ 242-2①一)	当該行為の取消し又は無効確認請求(§ 242-2①二)	当該怠る事実の違法確認請求(§ 242-2①三)	当該職員に対する損害賠償請求(§ 242-2①四)
都道府県	292	277	5	2	11	50	16	45	257
市	712	641	46	7	18	100	33	78	572
町村	124	111	10	0	3	20	12	17	84
合計	1,128	1,029	61	9	32	170	61	140	913

※注1 住民監査請求の件数は、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に請求があったものの計数であり、速報値である。

※注2 住民訴訟の件数は、平成15年4月1日から平成19年3月31日までの間に住民監査請求があったものに係る住民訴訟の提起があったものの件数と、平成15年3月31日以前に提起された住民訴訟のうち、平成19年3月31日までに判決が確定したものの件数を合算したものであり、速報値である。

出典：総務省調べ

監査委員事務局等の設置状況

○ 監査委員事務局の設置状況・定員の状況

(単位：団体、人)

	都道府県	指定都市	中核市	特例市	その他市区	町村	合計
事務局設置団体数	47 (100.0%)	17 (100.0%)	35 (100.0%)	44 (100.0%)	692 (97.6%)	335 (32.8%)	1,170 (62.4%)
一団体当たりの平均定員数	23.6	25.3	10.3	7.7	3.4	0.6	2.8

※注1 平成19年4月1日現在の状況であり、速報値である。

※注2 「事務局設置団体数」欄の下段の計数は、各団体区分別に設置団体が占める割合である。

出典：総務省調べ

○ 監査委員事務局職員の経験年数

(単位：人)

	事務局職員数	経験年数		
		3年未満	3年以上 10年未満	10年以上
都道府県	1,073 (100.0%) (22.8)	782 (72.9%) (16.6)	272 (25.3%) (5.8)	19 (1.8%) (0.4)
指定都市	412 (100.0%) (24.2)	257 (62.4%) (15.1)	142 (34.5%) (8.4)	13 (3.2%) (0.8)
中核市	336 (100.0%) (9.6)	220 (65.5%) (6.3)	108 (32.1%) (3.1)	8 (2.4%) (0.2)
特例市	303 (100.0%) (6.9)	189 (62.4%) (4.3)	107 (35.3%) (2.4)	7 (2.3%) (0.2)

※注1 平成19年4月1日現在の監査委員事務局における専任職員の状況であり、速報値である。

※注2 各欄中段の計数は、各団体区分別の構成比である。

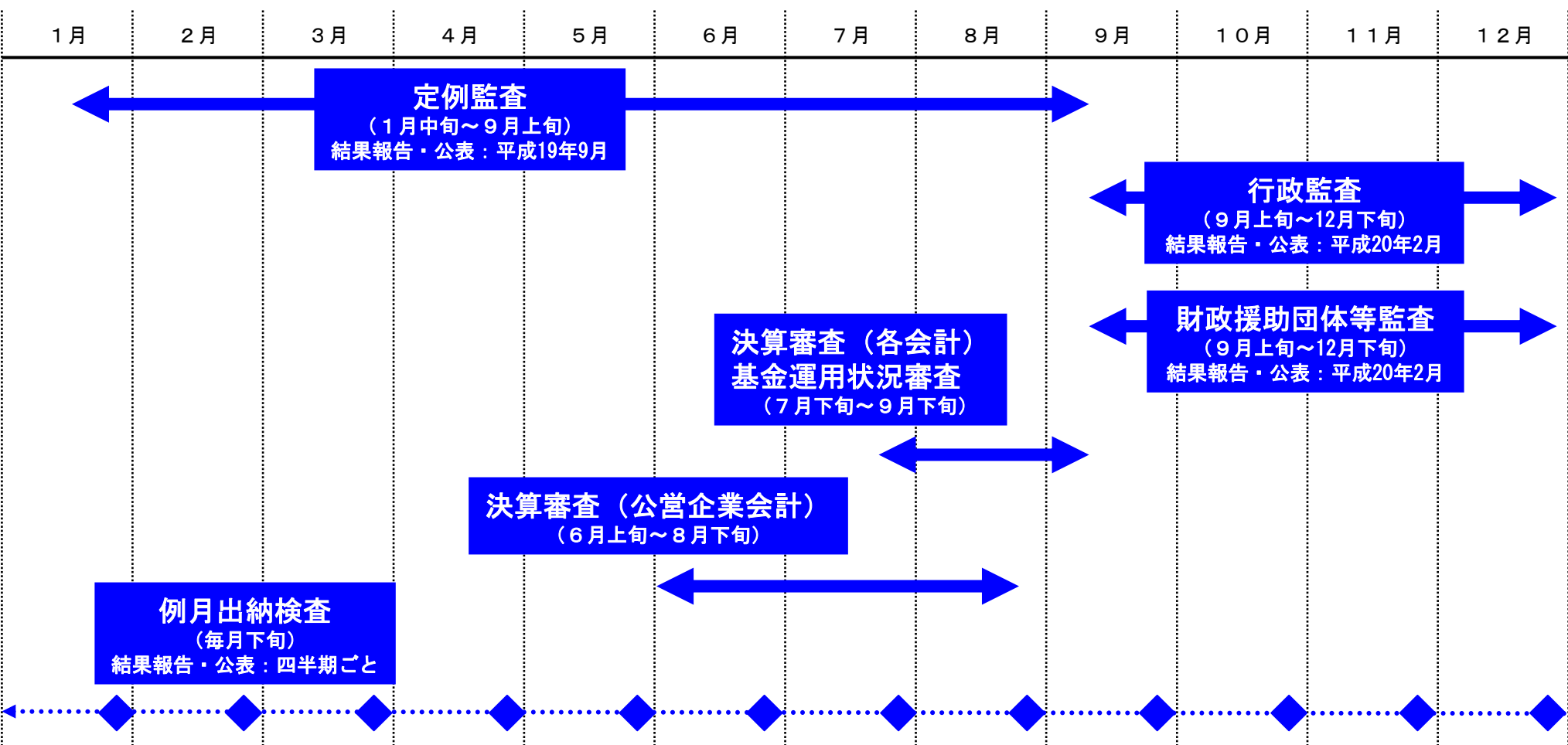
※注3 各欄下段の計数は、各団体区分別の平均値である。

出典：総務省調べ

東京都における監査等の例

- ・ 監査委員 5人（識見3人・議選2人）（平成19年10月15日現在）
- ・ 事務局職員数 89人（平成19年4月1日現在）

年間スケジュール（平成19年）



実際の監査の流れ

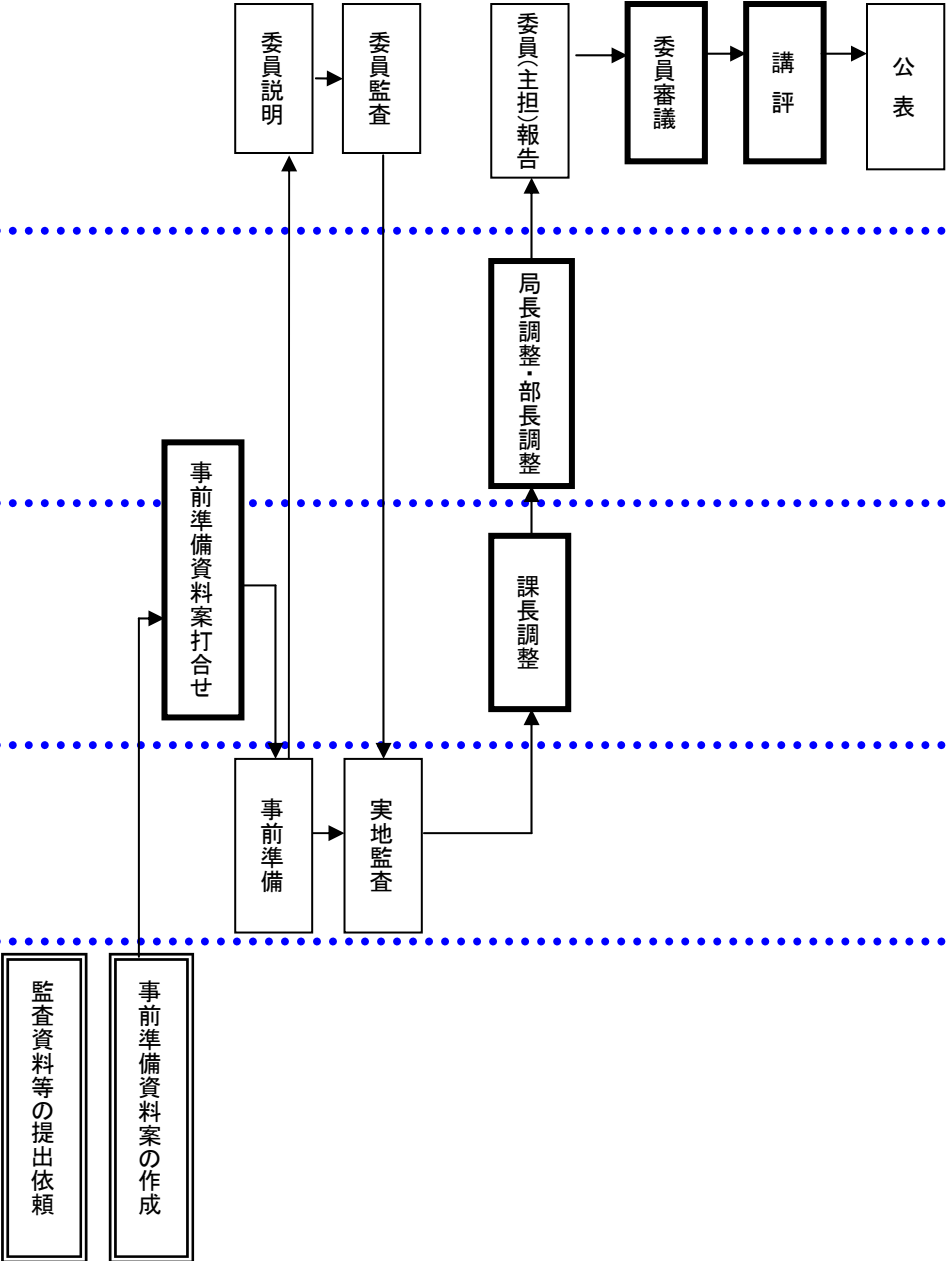
監査委員 5名
(議員 2名)
(識見 3名)

局長、部長、総務課長、
特別監査担当課長、企
画係長等

(担当課)
課長・班長等

実査担当者
(局担当者含む。)

局担当者
(チーフ・サブ)



:会議
 :文書事務

出典：東京都HP、東京都作成資料を基に作成

平成19年監査基本計画

基本方針

平成19年の監査は、次の基本方針に基づき実施する。

- ① 都の事務や事業について、合規性の観点はもとより、経済性、効率性、有効性の観点からも検証する。
- ② 監査の実施に当たっては、対象部署におけるチェック体制など内部統制の整備・運用に留意する。
- ③ 新公会計制度に対応した監査を的確に実施していく。
- ④ 監査の実効性を確保するため、指摘等に対する改善状況を適切に把握し、是正・改善を求めていく。
- ⑤ 監査結果の情報を都民にわかりやすく発信する。また、都民からの住民監査請求に的確に対応する。

各監査の方針

① 定例監査

- ・ 平成18年度の都における事務及び事業の執行全般を対象に実施する基本的な監査として、事務や事業が法令等に従って適正に行われているかという観点はもとより、経済性、効率性、有効性の観点にも留意して実施する。
- ・ なお、監査を効果的に実施するために、重点的に監査を行う事項をあらかじめ設定する。

② 行政監査

- ・ 都の特定の事務や事業の執行を対象として実施する。
- ・ 監査の実施に当たっては、その事務や事業が経済的、効率的、効果的に行われているかという観点を主眼。
 - ア 個別事業
 - ・ 各局の個別事業の中から、重点的に掘り下げて検証する必要がある事業又は事項について、監査を実施する。
 - ・ 監査に当たっては、東京都会計基準に基づき各局において作成した事業別財務諸表を有効に活用する。
 - イ 共通事務
 - ・ 各局共通の事務の中から、全庁的、横断的に検証する必要がある事務について監査を実施する。

③ 財政援助団体等監査

- ・ 都が補助金交付等の財政援助を行っている団体等の、原則として平成17年度及び平成18年度の事業執行を対象として実施する。併せて、所管局の当該団体に対する指導監督が適切に行われているかについても監査を実施する。

ア 補助金等交付団体

都が補助金等を交付している団体について、その事業が補助等の目的に沿って適正かつ効果的に行われているかを主眼として監査を実施する。

イ 出資団体

都が出資や出えんを行っている団体について、その事業が出資や出えんの目的に沿って適切に運営されているか、会計経理等が適正に行われているかという観点とともに、費用対効果をはじめとする経営的な観点からも監査を実施する。

ウ 指定管理者

指定管理者に対して、公の施設の管理に係る業務がその目的に沿って適正に執行されているかという観点から監査を実施する。

④ 決算審査

- ・ 平成18年度決算を対象として実施する。

ア 各会計歳入歳出決算審査

出納長（※現行では会計管理者）が調製する各会計の決算計数が適正なものとなっているか確認するとともに、予算執行、資金運用及び財産管理の状況について審査する。

イ 公営企業各会計決算審査

決算計数が適正なものとなっているか確認するとともに、経営成績、財政状態及び建設改良事業について審査する。

⑤ 基金運用状況審査

- ・ 平成18年度の東京都区市町村振興基金及び東京都用品調達基金の運用状況を対象として、基金運用状況調書等の計数が適正なものとなっているか確認するとともに、基金の運用がその設置目的に沿って適正かつ効率的に行われているかを主眼として審査する。

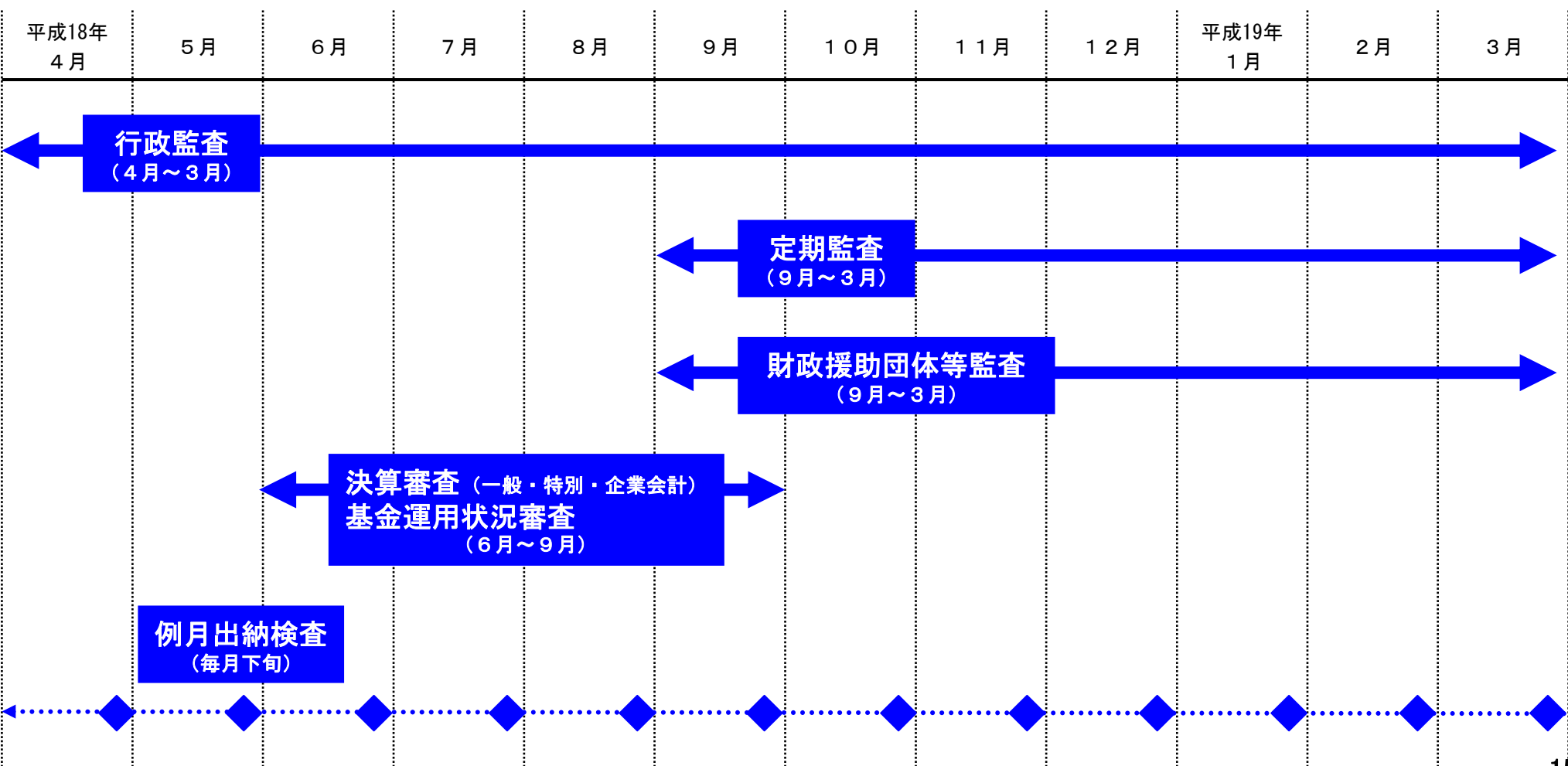
⑥ 例月出納検査

- ・ 各会計の毎月の現金の出納を対象として、毎月の計数が適正なものとなっているか確認するとともに、検査当日の保管現金の確認を行う。

横浜市における監査等の例

- ・ 監査委員 5人（識見3人・議選2人）（平成19年6月1日現在）
- ・ 事務局職員数 47人（平成19年4月1日現在）

・ 年間スケジュール（平成19年度）



・ **実際の監査の流れ** (※定期監査のうち財務監査の例)

1 監査事務局職員が班単位（おおむね2人～3人）又は複数班で構成するチームで、監査対象となる局・区・事業本部の監査を実施。（規模の大きな局は2～3班体制）



2 監査は、事務局職員が①提出資料の読み込み及び文書管理システムからの閲覧等による事前の審査を行ったあと、②監査対象の現地に赴いての書面審査・ヒアリング等（実査）を実施。必要に応じて監査委員が現地視察。



3 実査を基に、監査報告書の事務局案を作成し、監査委員会議で報告。その後、監査対象の局長・区長等に対して監査委員から質疑等を行い、その内容を踏まえて監査結果を決定。

・ 「平成19年度監査年間計画について」

基本的な考え方

本市では、昨年、策定した横浜市基本構想及び横浜市中期計画を着実に軌道に乗せ、横浜からこれからの社会を拓く市民的価値を生み出すために、平成19年度をこれまでの「余儀なき改革」から「創造的改革」へと舵を切る年と位置づけています。

監査委員の監査においては、昨年度から、自己評価である「民間度チェック」を活用しながら選定した施策・事業についての評価を実施しており、その結果は、各区・局・事業本部の予算及び運営方針に反映されています。

本年度は、市民満足度・コンプライアンスの向上を目指して、監査委員の増員、スタッフ制組織の導入及び充実した研修体制により監査機能をさらに強化するとともに、市民の日常生活に関連のある事業を対象とした市民参加型の行政監査を新たに企画するなど、市民の目線にたった分かりやすい監査（評価）を実施します。また、監査後、措置改善がなされていない案件の改善促進や共通事例の情報提供など、区・局・事業本部への支援を強化することにより、本市の総合力向上に寄与します。

各監査の方針

1 行政監査

(1) 行政監査（評価）

区・局・事業本部がP D C Aサイクルの一環として自らを振り返るために実施している「民間度チェック」を客観的で実効性のある評価とするために、監査委員による行政監査（評価）を実施します。

本年度からは評価の対象を「横浜市中期計画」に位置づけられた施策・事業とし、適応性（市民ニーズや社会経済情勢の現状に適合しているかなど）、有効性（目的に照らして効果的な手法かなど）、目標達成度などの評価項目による評価を実施します。

(2) 市民の日常生活に関連のある事業を対象とした行政監査

市民の目線に立った市民参加型の行政監査を新たに実施します。

「市民からの提案」などに寄せられた意見・要望の中から、監査委員が市民の日常生活に関連のある事業を選定して、3 E（経済性：Economy、効率性：Efficiency、有効性：Effectiveness）の視点で、市民の意見を参考にしながら、監査を実施します。

2 定期監査

市の財務に関する事務の執行及び市の経営に係る事業の管理を対象として、年度の後半に、定期監査を実施します。

定期監査では、収入、支出、契約及び財産管理等が関係法令等にのっとり、適正かつ正確に執行されているか、また、工事の安全性は図られているかなど、「事務事業等の合規性・正確性・安全性の視点による監査」を実施します。併せて、コスト縮減等経済的・効率的な執行が行われているか、事業手法が目的を達成するために有効なものかなど、「3 Eの視点による監査」を行います。

監査サイクルについては、区・局・事業本部ともおおむね3年サイクルとします。

3 財政援助団体等監査

本市からの財政援助等に係る団体の出納関係事務（収入、支出、契約事務など）が関係法令等にのっとり、適正かつ正確に執行されているかについて監査を実施します。

また、当該団体の所管区・局・事業本部についても併せて監査を実施し、当該区・局・事業本部が団体に対して効率的な運営などについて適切な指導監督を行っているか、協約を締結している団体についてはその実施状況はどうか、などについて監査を行います。

監査の対象及びサイクルについては、

- ① 本市の出資団体、及び本市が原則として2年連続1億円以上の財政援助を行っている団体についてはおおむね4年に一度監査を実施します。また、1億円未満の団体についても必要に応じて選定し、監査を実施します。
- ② 公の施設の指定管理者については、出資団体及び財政援助団体に加え、新たに指定管理者となった団体を対象に監査を実施します。

4 決算審査

一般会計、特別会計及び公営企業会計等について、各会計の決算及び関係書類の数値が関係法令等にのっとり、適正かつ正確に執行されているか、事業は効率的・効果的に執行されているか、会計の健全性が図られているかなどを中心に審査を実施します。また、公営企業会計については、経営成績や財政状態など経営分析も行います。

5 現金出納検査

会計管理者、区会計管理者、港湾局長、下水道事業金銭企業出納員、水道事業管理者、交通事業管理者及び病院事業管理者が所管する現金の出納について、毎月例日を定めて帳票等の計数を確認・照合するとともに、「横浜市における資金管理方針」に基づいて保管・運用が適切に行われているかについて検査を実施します。

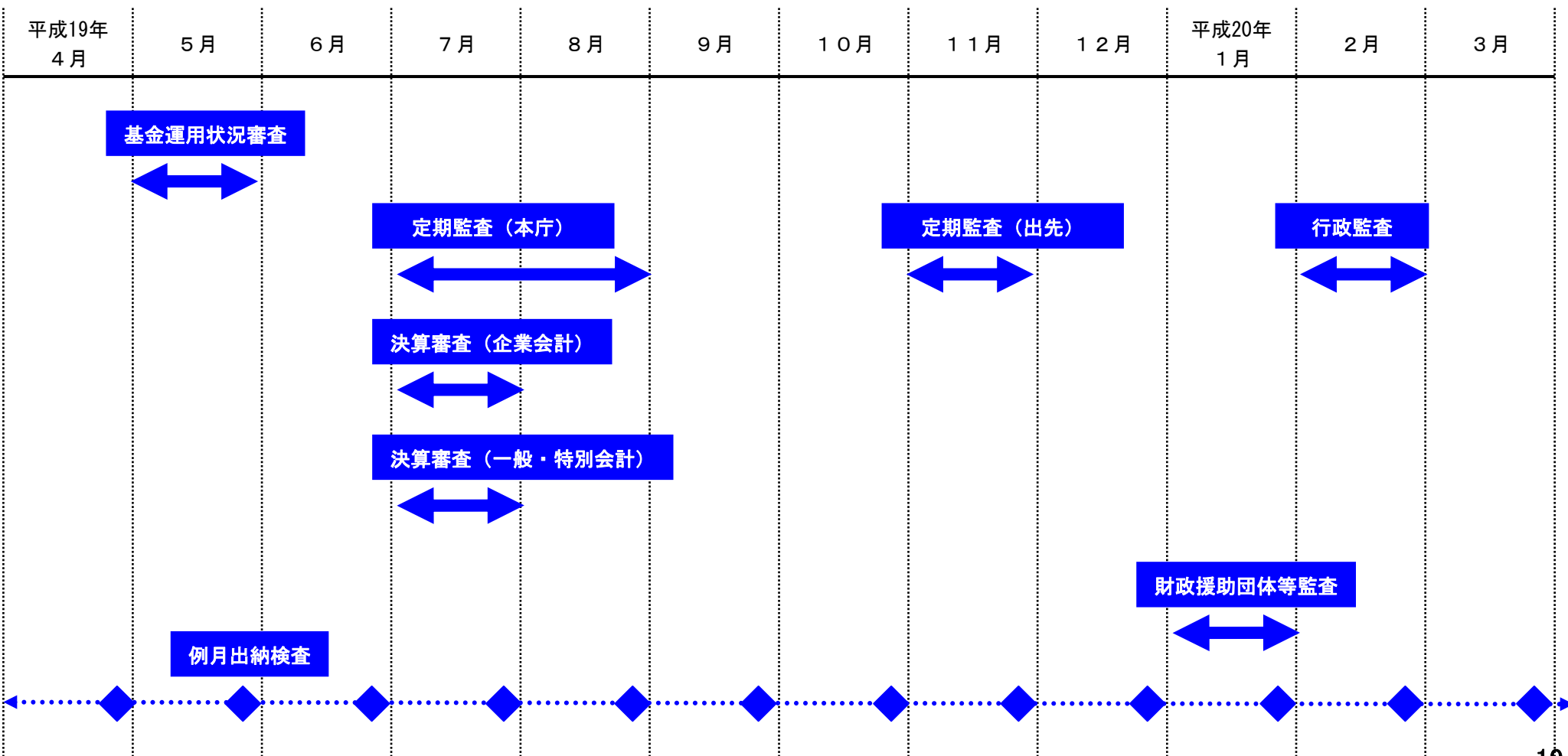
6 市長等からの要求監査

地方自治法では、市長や議会は、監査委員に対して監査の要求を行うことができるとされています。この規定に基づいて監査の要求があった場合には、監査を実施します。

四日市市における監査等の例

- ・ 監査委員 4人（識見2人・議選2人）（平成19年4月1日現在）
- ・ 事務局職員数 7人（平成19年4月1日現在）

・ 年間スケジュール（平成19年度）



・ 実際の監査の流れ

- 1 事務局職員が主担当1名、副担当1～2名を1チームとして監査対象部局から事前調査（予備監査）を実施。
- 2 事務局職員が書面審査のほか、監査対象部局の職員からのヒアリングを実施。
行政監査・財政援助団体監査等は必要に応じて実施調査も実施。
- 3 事務局職員が事前調査の調査内容（指摘改善事項等）を監査委員に報告。
- 4 監査委員が監査対象部局から、事務局からの事前調査報告及び監査調書に基づきヒアリングを実施。
- 5 監査委員の意見等を基に、監査講評の事務局案を作成し、監査委員会議に諮り、監査結果を決定。

・ 平成19年度監査計画

基本方針

地方自治法に定める「住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果をあげる。また常にその組織及び運営の合理化に努めその規模の適正化を図る。」の規定の趣旨にのっとり以下の実施計画で監査を実施する。

また、監査を実施するにあたっては、財務監査における事務事業の合規性や正確性の視点はもとより、経済性(Economy)、効率性(Efficiency)、有効性(Effectiveness)の頭文字をとった3E監査の観点による監査の充実を図る。

(注)経済性(Economy)＝一定の行政活動、行政サービスを実施するためのコスト(インプット)の多寡。

効率性(Efficiency)＝コスト1単位当たりの行政活動量、行政サービス量(アウトプット)の多寡。または、行政活動量、行政サービス1単位当たりのコストの多寡。

有効性(Effectiveness)＝行政活動、行政サービスの実施により得られる行政目的(成果:アウトカム)の達成度。

各監査の方針

1. 定期監査

(1) 執行方針

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が最少の経費で最大の効果を上げているかに留意し、予算の執行及び財産の管理などが適法、適正かつ効率的に行われているかの検証を主眼として行政機構別を実施する。

(2) 着眼点

ア 人事管理

機構組織・職員数の適正性、内部牽制組織の整備・機能の有効性、勤務状況の適正等

イ 事業管理

主要事務事業の目的、住民福祉の増進、経済性、効果の適切性業務棚卸表に基づく主要事業の自己評価

ウ 財務管理

予算執行・債務負担行為・未収入額・委託料・工事請負費・負担金及び補助交付金・貸付金状況の適正性・現金の保管状況の適正性

エ 財産管理

公有財産・重要物品・借用物件の管理の適正性

2. 行政監査

(1) 執行方針

市の事務の執行に関し、事務組織その他の執行体制、事務処理の手続き方法、事務の執行状況、施設の管理運営及びその他の行政運営全般について、公正で効率的かつ効果的に行われているかの視点から監査を実施する。

(2) 着眼点

時間外勤務の妥当性、原課契約工事の執行状況の適正性、業務棚卸表の妥当性、旅費の執行状況の検証を主眼として行う。

① 定期監査に併行して行う項目は下記のとおりとする。

ア. 時間外勤務の状況（年間360時間以上の職員を調書に抽出）

イ. 原課契約工事の執行状況

ウ. 旅費の執行状況

エ. 業務棚卸表（総括表及び個別表）

② 別途テーマを設定し、適法性、能率性と効率性、経済性、住民の福祉増進・住民サービスの向上、組織及び運営の合理化等に主眼をおいて、監査を実施する。

3. 出資団体監査

(1) 執行方針

市の定期監査に準じて、出資している団体（本市及び市長の調査等対象法人が合わせて資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している団体）の出納関係事務が適正かつ効率的に執行されているか、また、所管課の出資団体に対する指導監督が適切に行われているかについて監査を実施するものとする。

(2) 着眼点

（所管課）

出資目的の出資金額の妥当性、出資金（株券等）保管の適正性、配当金の収入等

（団体）

定款（寄付行為）の整備、決算諸表の作成、収益率、財務比率の適正性、会計経理、財産管理の適切性等

4. 財政援助団体監査

(1) 執行方針

市の定期監査に準じて、財政援助団体へ支出された公金が、公正かつ能率的に生かされ援助目的や趣旨に適合し効率的に執行されているか、また、所管課の援助団体に対する指導監督が適切に行われているかについて監査を実施するものとする。

(2) 着眼点

（所管課）

補助金額の算定根拠の適正性、履行確認・実績報告の適正性等

（団体）

事業計画・予算・決算・精算の適正性、補助金に係る帳票・証拠書類・会計書類等の作成保管の適正性等

5. 例月現金出納検査

(1) 検査内容

会計管理者または、公営企業管理者が行う現金の出納事務が適正に行われているかどうかを検査するもので、事務処理規程第2条第1項第11号に基づき例月実施する。

(2) 着眼点

計数（歳入、歳出等）の適正性、現金・預金の保管の適正性、滞納金の状況、総勘定元帳収入支出の伝票証拠書類の適正性等

6. 決算審査

(1) 執行方針

決算その他関係諸表等の計数確認と予算の執行並びに事業の経営が適正かつ効率的に行われているかどうかを審査するもので、市長から決算及び附属書類の審査を求められた時に実施する。

(2) 着眼点

(一般会計・特別会計)

歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書の法令に定める基準での作成の適正性、債務負担行為の適正性、実質収支比率、公債比率など財政指標の年度間比較による適正性、予算不用額の妥当性、財産管理の適正性等

(公営企業会計)

決算書の適正性、損益計算書、貸借対照表等の財務諸表の年度比較の適切性、経営分析、財務分析による適切性、減価償却費、退職給与引当、修繕引当金の妥当性、資産、負債、資本計上の適正性、剰余金処分の適法性等

7. 基金運用状況審査

(1) 執行方針

基金の運用状況を示す書類の計数確認と基金の運用が適正かつ効率的に行われているかを審査するもので、市長から基金の運用状況の審査を求められたときに実施する。

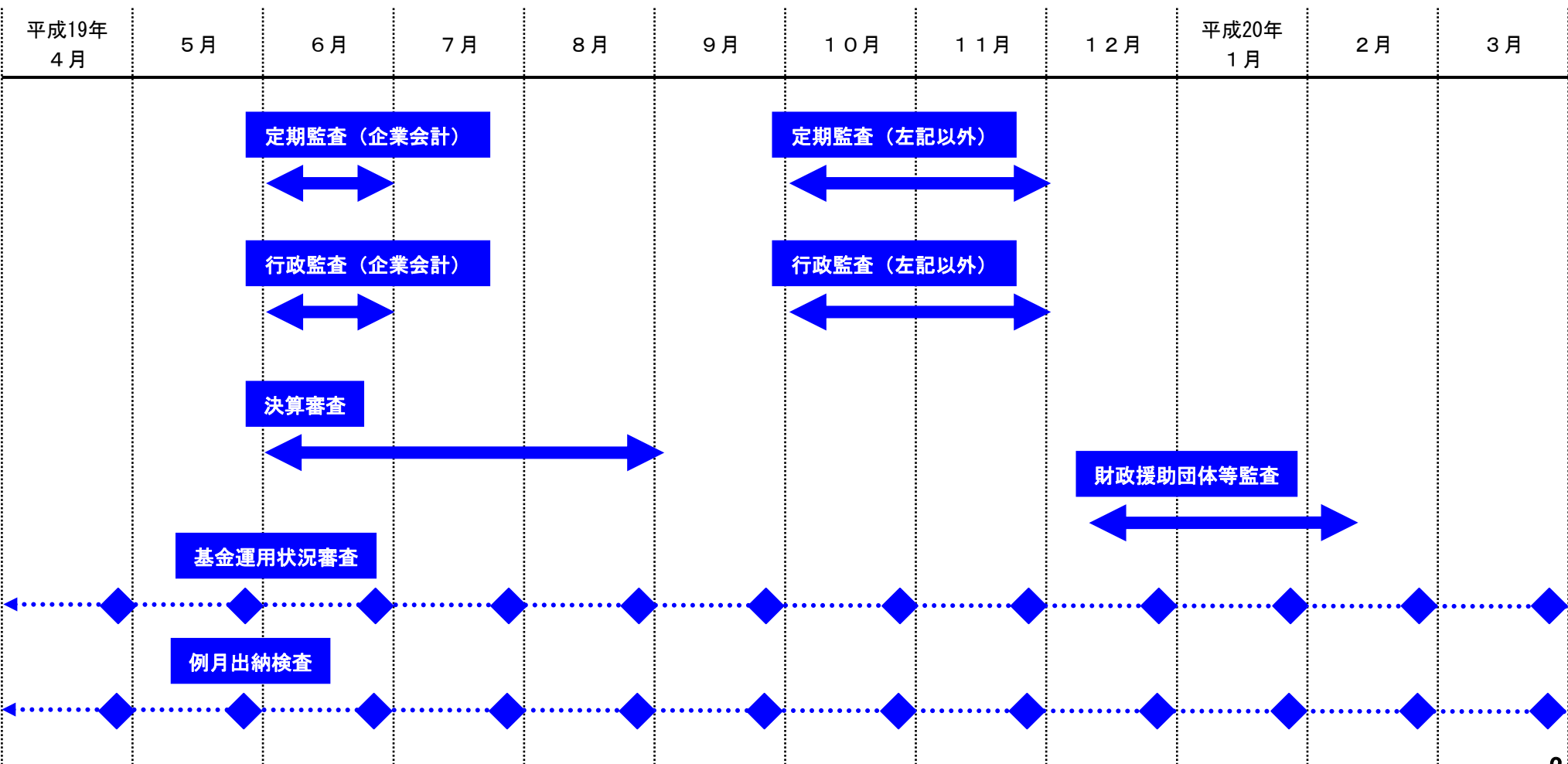
(2) 着眼点

基金台帳の管理、収支状況、保管、運用の適正性等

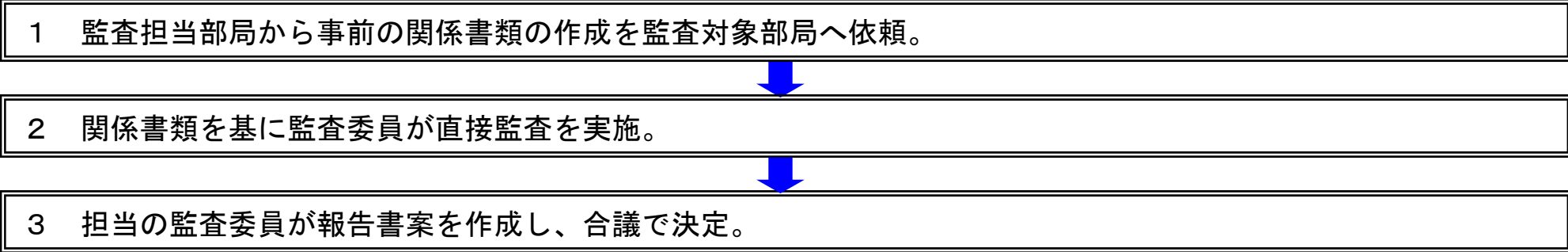
白老町（北海道）における監査等の例

- ・ 監査委員 2人（識見1人・議選1人）（平成19年4月1日現在）
- ・ 職員数 1人（平成19年4月1日現在） ※ 事務局未設置

年間スケジュール（平成19年度）



・ 実際の監査の流れ



・ 平成19年度白老町監査基本方針

事務事業が法令及び議決並びに予算等に定められたとおり執行されているか、また その執行に際しては経済性・効率性に注意しているか、及び組織・運営の合理化に努めているか等に留意して監査を行う。

☆ 例月出納検査

- 1 翌月23日までに関係書類の提出を求め検査することを原則とし、特別な事情がある場合は、文書により、その事情の説明を求める。
- 2 指摘（指導）事項は、例月出納検査指摘（指導）事項処理票により、記録、必要な措置を講じる。

☆ 定期監査

- 1 町の財政に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が適正かつ合理的並びに効率的に行われているかどうかを主眼として実施する。
- 2 監査対象部署に対し、別途定める定期監査実施計画により行う。

☆ 財政的援助団体等に対する監査

- 1 援助した事業の執行がその目的及び条件に従って行われているかどうか、並びに資金の出納状況若しくは、団体の事務が適正に行われているかどうかを主眼として実施する。
- 2 全ての団体から実績報告等、関係書類の提出を求め書面監査を行う。
- 3 上記2の中から必要に応じて、別途定める財政援助団体等監査実施計画により監査（実査）を行う。

☆ 各会計決算審査

- 1 一般会計及び各特別会計決算審査は、9月定例会に報告すべく別途定める決算審査要領により行う。
- 2 例月出納検査の結果から再審を要するものがあれば、その検討を行う。

各監査の方針

○ 定期監査実施計画

- 1 財務に関する事務事業が適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼とし、特に経常経費の効率性及び合理性を検証する。
- 2 監査項目は、委託契約、債務負担及び一般財務に関する事務等について対象とし、別途定期監査様式による。

○ 財政的援助団体等監査実施計画

- 1 当該財政援助団体がその財政援助の目的に沿った事業活動を行い、所期の効果を挙げているか否かを主眼として行う。
- 2 全ての財政援助団体について実績報告書等の提出を求め、先ず事務的監査を実施する。
次いで、補助金額が10万円以上のものについて、概ね次の基準を目処として担当部署から直接説明を受けて、監査を実施する。
なお、必要を認めるものについては、担当部署の了解のもと、援助先団体を訪問するなどにより、直接説明を受け、或いは実査を行うものとする。

- | | |
|--------------------------------|-------------|
| ① 補助金額10万円未満 | 書類監査 |
| ② 補助金額100万円未満 | 3年に1回を目処に実施 |
| ③ 補助金額100万円以上 | 毎年実施 |
| ④ 新規及び人件費の補助金団体は補助金額に関係なく毎年実施。 | |
| ⑤ 必要と認める場合は、上記に拘らず随時実施。 | |

○ 決算審査要領

- 1 事前準備
 - ① 審査の基本方針に基づき、実施日程、重点項目、担当者の事務分担を定める。
 - ② 別添審査資料の提出を依頼する。
 - ③ 審査に必要な資料の収集、検討を行い各会計の決算の概要及び問題点の把握に努める。
- 2 審査の実施
 - ① 審査の実施日数は、概ね企業会計30日、一般・特別会計60日以内とする。
 - ② 各部署からの主要事務、事業の執行状況については、必要により聴取する。
 - ③ 決算書及び付属書類を調査し、必要に応じて審査を実施する。
- 3 意見書の決定
審査終了後、審査結果を整理し、必要な意見を付して意見書（案）を作成、監査委員協議により決定する。

東京都における監査結果を踏まえた措置状況の例

監査結果・意見の内容	措置状況（平成19年6月）
<p>[平成18年工事監査] 水道局 (5) 泥土圧式推進工における排泥管設置撤去費の積算を適正に行うべきもの ア 監査結果の内容（要約） 足立区保木間一丁目地先から小右衛門給水所間送水管（1,600mm）トンネル内配管及び立坑築造並びに送水管（1,600mm）新設工事（足立区保木間一丁目34番地先から小右衛門給水所（同区中央本町三丁目8番地）間、工期：平成17.10.27～平成20.4.9、請負金額：13億1,250万円）のうち、泥土圧式推進工の排泥管設置撤去費（地上・立坑、φ150mm、延長約41m）の積算について見ると、社団法人日本下水道管渠推進技術協会積算要領に基づき算出しているが、100m当たりの単価を誤って1m当たりのものとしたため、100倍となっている。このため、積算額約2,326万円が過大なものとなっている。</p>	<p>イ 講じた措置の概要 平成18年12月19日付けの契約変更により減額是正を行った。 また、再発防止に向けたチェック体制の強化については、平成18年5月24日「設計チェックシステム検討会（幹事会）」を建設部内に立上げ「設計チェックリスト」を作成し、平成19年1月起工案件から適用するとともに、この種の誤りの再発防止のため、単位当たりの数量入力を行わないと先に進めないよう積算システムの一部を改善した。 さらに、平成18年8月1日付けで関係部署に対し、再発防止に向けた「設計に当たっての運用について」を通知した。平成18年11月24日に建設部系列連絡会議を開催し、指摘内容等の説明を行い、再発防止を徹底した。</p>
<p>[平成18年各会計定例監査] 中央卸売市場 (1) 車両置場使用料の徴収を適正に行うべきもの ア 監査結果の内容（要約） 市場が事業者団体に対して使用許可している駐車場の使用料は、市場が定めた要領により、「利用者中に占める買出人等の割合が70%を超える車両置場（以下「買出人等の車両置場」という。）」には割安な料金基準が適用される。 しかし、買出人等の車両置場として、築地市場がAに対して使用許可している駐車場の利用状況は、要領で定めた適用基準を満たしていないが、買出人等の車両置場使用料を適用しているため、本来適用すべき使用料との差額約2,055万円（年額）が収入不足となっている。</p>	<p>イ 講じた措置の概要 使用料の収入不足額については、平成17年4月分から平成18年9月分までの未収金3,090万円を平成19年1月15日に収入した。 また、収入不足の原因となった駐車場の使用状況については要領で定める基準に基づく配置へ是正した。</p>

岩手県における監査結果を踏まえた措置状況の例

監査結果・意見の内容（平成18・19年中）	措置状況
<p>保健福祉部保健福祉企画室 岩手医科大学総合移転整備計画第一次事業新築工事に係る補助事業の執行に当たり、補助対象外の経費を含めて算定したため、<u>5,005,953円補助金が多く交付されていたこと、補助対象事業の内容に変更があったにもかかわらず補助事業変更等商人手続がなされていなかったこと等不適正な事務処理があったので、適正な事務の執行に努められたい。</u></p>	<p>補助対象経費及び補助率等について、岩手医科大学と確認書を締結し、補助金交付契約に規定する補助事業変更承認の上、過払いとなった補助金<u>5,005,953円を返納させた。</u> 出納局から、各部室課等経理担当者あて「会計事務の適正化について」により注意喚起したほか、「保健福祉部ヒヤリハット事例集」に掲載し、部全体に周知することにより、再発防止に努めることとした。</p>
<p>出納局 物品購入契約に係る契約保証金の管理に当たり、<u>還付していないものが2件、185,000円あったので、適正な事務の執行に努められたい。</u></p>	<p>契約保証金2件、185,000円については、平成18年8月16日に<u>契約相手方に還付した。</u>また、今後、適正な契約保証金の管理を行うため、「契約保証金調定・還付記録簿」を作成するとともに、担当者だけでなく、用品担当及び総務担当が相互に進行管理を行い、より適正な事務の執行に努める。</p>
<p>宮古地方振興局 林務部 県行造林事業分収交付金の支出に当たり、<u>支出負担行為をしなかったため支払がなされていないものが1件、183,000円あったので、適正な事務の執行に努められたい。</u></p>	<p>支出すべき分収交付金183,000円について、平成18年7月11日に<u>支出負担行為を行い、同年7月21日に支払いを行った。</u>今後は、チェックリストを作成し、事業実施要領等に基づく事務処理に遺漏のないよう留意し、再発防止に努める。</p>
<p>盛岡教育事務所 単身赴任手当の支給に当たり、<u>支給すべき金額より多く支給しているものが1件、78,000円あったので、適正な事務の執行に努められたい。</u></p>	<p>単身赴任手当の加算算定額に誤りがあったため、支給すべき金額より多く支給しているものに係る差額78,000円を平成19年1月15日に<u>返納の事務処理を行い、適正な事務の執行についての指導を行った。</u></p>

横浜市における監査結果を踏まえた措置状況の例

監査結果・意見の内容	措置状況（平成19年3月）
<p>平成15年度第1回定期監査結果報告（平成16年2月27日監査報告第4号） 【テーマ監査「特殊勤務手当」】 (2) 廃止の方向で検討すべきもの イ 企業職員（水道局） (ウ) 休日等緊急対策手当</p> <p>[監査結果] 営業所、配水管理所及び浄水場において、正規の勤務時間による勤務が、日曜日、土曜日又は休日において業務に従事する場合に、休日等緊急対策手当(2,500円/回)が支給されている。そのうち、浄水場においては、交替勤務手当が併せて支給されている。 しかし、一般職職員では、日曜日が800円、土曜日が450円で、休日には支給されていないこと、また、交替勤務に従事した場合に支給される手当とは併給されないこと等を考慮し、<u>休日の緊急対策手当及び交替勤務手当との併給については廃止の方向で、また、日曜日・土曜日の支給額については、減額の方で検討されたい。</u></p>	<p>[措置結果] 引き続き人事給与制度を含めた見直しの取組の中で、<u>平成18年度をもって廃止</u>します。</p>
<p>平成16年度第1回定期監査結果報告（平成17年3月30日監査報告第4号） (19) 救急医療等における報償費等の支給について見直しを求めるもの（病院経営局）</p> <p>[監査結果] 市民病院では、365日24時間救急医療体制で夜間・休日に多くの患者を診療していることから、医師等が宿日直した場合に、報償費等を支給している。また、市民病院及び脳血管医療センターの医師が、勤務を要しない日又は休日に、医療上の必要により緊急に登院する場合や救急体制の確保のため常時登院できるよう自宅等で待機する場合、脳血管医療センターの看護師が勤務を要しない日又は休日に自宅等で待機する場合に、それぞれ回数に応じて、報償費を支給している。 これは、宿日直中に、宿日直業務以外に救急医療等の業務が行われていることなどにより支給されているものである。 平成17年1月に策定した「横浜市立病院経営改革計画」（平成17～20年度）では、経営改善の取組の中で、病院事業にふさわしい人事管理として、特殊勤務手当の見直しや職種や業務内容に応じた適正な給与水準となるよう給与制度の検討などを行うこととしているので、速やかに、勤務・業務実態を踏まえた支給とするよう改善されたい。</p>	<p>[措置結果] 平成18年4月から<u>救急医療等における報償費等の支給を廃止</u>しました。</p>

監査結果・意見の内容	措置状況（平成19年3月）
<p>平成17年度第1回定期監査結果報告（平成17年12月21日監査報告第4号） (15) 家庭ごみ収集運搬業務の民間委託拡大に向けた取組を求めるもの（資源循環局） [意見] 資源循環局では、家庭ごみ等の収集運搬業務の効率化を図るため、同業務の民間委託を平成14年度から西区の一部でモデル事業として開始し、平成16年度には西区全域に拡大し、平成17年度には中区の全域に拡大した。今後は、新時代行政プラン・アクションプランに基づき、平成18年度までの計画期間中は「条件を整えながら順次民間委託を実施」していくこととしている。 ついては、民間事業者の計画的な参入を促進するため、拡大に向けた具体的な目標を定め、<u>民間委託拡大に向けた取組を早急に行われたい。</u></p>	<p>[意見への対応状況] 家庭ごみ収集運搬業務の民間委託については、<u>平成19年度から、さらに1区拡大して実施する予定</u>です。</p>
<p>平成17年度第1回定期監査結果報告（平成17年12月21日監査報告第4号） (28) 特殊勤務手当について廃止に向けた見直しを求めるもの（交通局） [監査結果] 「横浜市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例」によると、特殊勤務手当は、危険、有害、不快などの「職務の特殊性により、給与上特別の考慮を必要とする場合若しくは勤務能率の向上を図るため、勤務に対する特別の考慮を必要とするとき、支給することができる」とされている。 そこで、交通局の企業職員に対する特殊勤務手当の支給状況を確認したところ、<u>次のように特殊勤務手当として不適切なものや一般職職員の手当との不均衡が生じているものが見受けられたので見直されたい。</u> ア 首席助役を命ぜられた者に月額15,000円、助役又は主任を命ぜられた者に月額5,000円及び整備主任を命ぜられた者に月額2,000円を業務手当として支給しているが、業務について危険等の勤務の特殊性が乏しく特別の考慮を必要としないと考えられるため、特殊勤務手当としては廃止すべきもの イ 衛生管理者等に支給する月額4,000円等の特務手当、用地課職員が用地取得交渉等のために現場出張した場合の日額200円の特務手当、その他の特殊勤務手当については、一般職職員の特務手当が、本来の業務に支給されているものであり、特殊性はないことから、平成18年4月に原則廃止となることを踏まえ、交通局においても、一般職職員との均衡を考慮して廃止に向けた見直しが必要なもの</p>	<p>[措置結果] 平成18年4月1日より、<u>全ての特殊勤務手当を廃止</u>しました。</p>

監査結果・意見の内容	措置状況（平成19年3月）
<p>平成17年度第2回定期監査結果報告(平成18年4月7日監査報告第1号) (21) 特殊勤務手当について廃止を求めるもの(水道局) [監査結果] 「横浜市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例」によると、特殊勤務手当は、危険、有害、不快などの「職務の特殊性により、給与上特別の考慮を必要とする場合若しくは勤務能率の向上を図るため、勤務に対する特別の考慮を必要とするとき、支給することができる」とされているが、一般職職員の特殊勤務手当は平成18年4月から原則として廃止される。 そこで、水道局の企業職員に対する特殊勤務手当についてみたところ、「横浜市水道局企業職員の特殊勤務手当に関する規程」に、点検手当、企業手当、交替勤務手当、徴収手当、休日等緊急対策手当及び特別業務手当の6手当が規定されている。 このうち、点検手当については平成18年4月から廃止となり、企業手当については平成19年3月までの経過措置があるものの廃止が決定しているが、これらを除く4手当については廃止されることにはなっていない。 ついては、交替勤務手当、徴収手当、休日等緊急対策手当及び特別業務手当は、いずれも業務について危険等の勤務の特殊性が乏しく特別の考慮を必要としないと考えられることから、一般職職員の手当が廃止されることを踏まえ、<u>早急に廃止されたい。</u></p>	<p>[措置結果] 引き続き人事給与と制度を含めた見直しの取組の中で、<u>平成18年度をもって廃止します。</u></p>
<p>平成16年度行政監査結果報告(平成17年5月27日監査報告第1号) (4) 補助団体の自立化の促進等を求めるもの(健康福祉局及び戸塚区) [監査結果] 市の補助金は、市以外の者が行う事業や活動を支援するために支出するものであり、補助事業の実施は本来市の業務ではないため、市が補助団体の事務局業務を取り扱うことは、極力避けることが望ましい。 しかし、今回、各局、区及び事業本部の補助事業の監査を実施したところ、補助団体の事務局業務を、市の補助事業所管課等が取り扱っているものが多数見受けられた。 ついては、<u>補助団体の自立化に向けて自主運営能力の育成等の指導に努めること、又はより適切な協働手法への見直しを検討されたい。</u>(略)</p>	<p>[措置結果] 市遺族会補助について： 平成18年5月の総会において「横浜市遺族会規約」の改正を行い、事務局の場所を従来の「横浜市役所内」から「理事会において決定する」ことに改めました。 平成18年8月の理事会で、新たな事務局として横浜市役所外の場所を決定し、市遺族会の理事を構成員とする運営委員会を設置し、当委員会が事務局機能を担うことになりました。 戸塚区民まつり補助について： 戸塚区民まつり実行委員会については、平成18年度から補助団体の規約を改正し、事務局を実行委員長宅に、会計事務を横浜商工会議所戸塚支部に移管するなど、<u>自主運営に向けた取組みを行うことにより、団体自ら運営を行うよう協働手法の見直し等を図りました。</u></p>

出典：横浜市HPを基に作成

四日市市における監査結果を踏まえた措置状況の例

監査の結果・意見の内容	措置状況
<p>監査結果報告 平成18年2月15日 (1) 公金の保全について 平成17年4月1日よりペイオフが完全実施されたことに伴い、公金を預金している普通預金等ペイオフにより全額保護とならない預金については、平成17年3月23日付け収入役室長の通知に基づき、公金の保全を図るため、速やかに決済用預金への切り替えの手続きを行うこと。併せて、預金通帳と銀行印は各々別の場所で保管するなど、<u>公金保全の危機管理体制の一層の整備充実に努めること。</u> (改善)</p>	<p>【措置済】 平成17年10月31日 (富洲原・羽津・四郷・河原田・桜・県の各地区市民センター) <u>決済用預金に切替えを行い、また預金通帳と銀行印の管理についても、金庫等に別々に保管し、公金の適正な管理に努めている。</u></p>
<p>監査結果報告 平成18年2月15日 共通 (2) 委託料について 業務委託等の随意契約に1者見積りが見受けられるが、1者随契が真に妥当かどうか経済性、競争性の観点から一層のコスト意識を持つとともに、安易に前年度の踏襲とならないよう常に仕様内容の検討を行い、<u>透明性確保と説明責任を果たせる適正な契約事務の執行に努力すること。</u> (努力)</p>	<p>【措置済】 平成18年4月1日 (楠総合支所) 平成18年度分契約から、常に仕様内容及び金額が妥当であるかの検討を行った上で、透明性確保と説明責任を果たせる適正な契約事務の執行を行い、<u>2者以上の見積りを取った上での随意契約を原則とした。</u></p>
<p>監査結果報告 平成18年2月15日 共通 (3) 現金等の保管について 現金出納簿について、その出納は記帳されていたが、現金出納員の確認がなされていなかったため、<u>定期的に現金出納員が収支並びに残高の確認を行い、その結果を記録として残すよう改めること。</u> (改善)</p>	<p>【措置済】 平成17年10月22日 (楠総合支所) <u>現金出納員が、定期的に残高確認を行い結果を記録として残している。</u></p>
<p>監査結果報告 平成17年11月21日 (1) 予算流用について 予算流用の中で予定支出の各項の経費の金額を流用できる場合としては、地方公営企業法施行令第18条に「予算の執行上必要がある場合に限り、予算の定めるところにより流用することができる」と規定している。これにより四日市市水道事業会計予算の第8条では「<u>災害その他避けがたい事故、又は業務量の増加により予算額に不足を生じた場合</u>」と記載されているがこの表現ではすべてが該当するように受けとられるので、表現を改めることについて検討すること。</p>	<p>【措置済】 平成18年3月23日 <u>平成18年度当初予算書から下記のとおり改めました。また、四日市市下水道事業会計予算においても同様に改めました。</u> <平成18年度当初予算書第8条> (1) 災害その他避けがたい事由により予算額に不足を生じた場合。 (2) 消費税及び地方消費税の納税計算により不足が生じた場合並びに国庫補助金返還金に不足が生じた場合。</p>

監査の結果・意見の内容	措置状況
<p>監査結果報告 平成18年2月15日 (2) 図書室の運営について 地区市民センターの図書室については、社会教育法及び公民館の設置及び運営に関する基準に基づき設置されているが、設置の場所、規模、予算などからその機能が十分に果たされている状況にあるとは言えない。図書室の運営にあたっては、公共図書館、学校図書館、児童館図書室、地区市民センター図書室などそれぞれに求められる役割があることを認識し、地域ニーズを的確に把握しながら、今後の地区市民センター図書室のあり方について引き続き検討すること。</p>	<p>【措置済】 平成19年1月31日 (市民文化課) 地域住民が気軽に利用できるよう、子育て中の親子向けの絵本の充実等各センターとも工夫に努めている。利用者の声を反映させた図書の購入や地域団体との協働による運営など、今後も地区住民が親しみやすく利用しやすい図書室の運用に努めていく。 (富洲原地区市民センター) 今年度初めに窓口フロアの書棚を作り直し、陳列図書を見直して、利便性を高めた。また、新規購入図書の選定にあたっては、地区市民ニーズを把握し、<u>今年度は”子育てもの”を中心に幼児用読み聞かせ用の本を購入した。</u>なお、新規購入図書は地区広報に掲載して地区市民への周知に努めている。 (羽津地区市民センター) 当センターの図書室は、3階にあるが、利用の上からも管理上も1階に設置するのがよいが、スペースの関係でむりであり、<u>一部の図書(児童図書(絵本)などを1階に置くなど市民が利用しやすくする。</u> (四郷地区市民センター) 窓口待合室に書架を拡大設置し貸し出しできるポルトガル語の書籍を配置した。 (河原田地区市民センター) 建物の外から図書室の存在がわかるような表示を施したり、地区のお知らせで新刊図書のPRや利用を呼びかける努力を今後も継続して実施していく。 (桜地区市民センター) 図書室の管理については、<u>ボランティア団体である「桜文庫」の方達に、月1回の本の整理をお願いしている。</u>平成17年度からは、子ども達を読書好きにするには、幼児期より本に親しませることが重要であると考え、図書室で毎月1回本の読み聞かせを始めた。 (県地区市民センター) 新刊図書を1階の窓口の専用ラックに置き、来客者にも利用してもらっている。 また図書の整理等を地区の団体にも参画してもらっている。<u>蔵書の一部である大型絵本を利用して、親子を対象とした読み聞かせ会も開催している。</u>今後、当地区のホームページに蔵書の情報を掲載していきたい。</p>

外部監査制度について

外部監査制度

1 導入の背景

- ・ 地方分権の推進により、地方公共団体の行政の適正な運営を確保するためにも、地方公共団体の監査機能の充実強化を図ることが求められていた。
- ・ 地方公共団体の予算執行をめぐる住民の関心が高まっていることや公費の執行に関するチェック機能について批判があり、住民の信頼により適切に答えられていくことが求められていた。
- ・ 地方公共団体の組織に属さない外部の専門的な知識を有する者による監査を導入することにより、地方公共団体の監査機能の独立性・専門性の強化を図るとともに、地方公共団体の監査機能に対する住民の信頼を高めるため、平成10年10月から施行

2 外部監査制度のポイント

- 地方公共団体の組織に属さない者が地方公共団体と契約を締結して監査
→ 監査機能の独立性を強化
- 一定の資格等を有する専門家に限って契約を締結
→ 監査機能の専門性を強化

3 外部監査人に求められる役割

- ・ 地方公共団体の監査機能について専門性を強化する観点から、監査委員ともなり得る者であって、かつ、地方公共団体の監査に資する高度の専門的知識を有する制度的な背景がある資格を持つ者が必要。
- ・ 具体的には、「地方公共団体の財務管理・事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見」を有する者で次の要件に該当するもの。

① 弁護士 (弁護士となる資格を有する者も含む)

→ 地方公共団体の事務事業が法令に則ってなされているかどうかのチェックが必要なことから、法律事務一般に精通していることが制度的に保障されている者であるため

② 公認会計士 (公認会計士となる資格を有する者も含む)

→ 地方公共団体の財務処理が適正に行われているかどうかのチェックが必要なことから、財務書類の監査一般に精通していることが制度的に保障されている者であるため

③ 国の会計検査事務、地方公共団体の監査・財務事務に従事した者で監査実務に精通しているもの

→ 地方公共団体の監査一般や財政統制一般等に関し豊富な経験を積んでいる者であるため

※ 税理士 (税理士となる資格を有する者を含む)

→ 税に関する法律事務・財務事務に精通していることが制度的に保障されている者であるため。

※ 外部監査契約の円滑な締結・その適正な履行を確保するため必要と認めるときに限り外部監査人となり得るもの。

4 外部監査制度の基本的な仕組み

① 包括外部監査契約に基づく監査（§ 252の36～ § 252の38）

- 毎会計年度、外部監査人のイニシアティブによる監査を実施
- 都道府県・指定都市・中核市については契約の締結を義務付け
- その他の市町村は条例により任意に導入

（監査の種類）

- ・ 財務監査
- ・ 財政援助団体等監査

② 個別外部監査契約に基づく監査（§ 252の39～ § 252の44）

- 議会・長・住民から要求がある場合において外部監査人による監査をすることが適当であるときに、外部監査人による監査を実施
- 条例により任意に導入

（監査の種類）

- ・ 事務監査請求に基づく監査
- ・ 議会からの監査請求に基づく監査
- ・ 長からの監査要求に基づく監査
- ・ 長からの財政援助団体等の監査要求に基づく監査
- ・ 住民監査請求に基づく監査

外部監査制度の導入状況

(単位：団体)

	都道府県	指定都市	中核市	特例市	特別区	その他市	町村	合計
包括外部監査	47 (100.0%)	17 (100.0%)	35 (100.0%)	3 (6.8%)	6 (26.1%)	4 (0.6%)	1 (0.1%)	113 (6.0%)
個別外部監査	47 (100.0%)	17 (100.0%)	35 (100.0%)	8 (18.2%)	11 (47.8%)	20 (2.9%)	13 (1.3%)	151 (8.1%)

※注1 平成19年4月1日現在の計数であり、速報値である。

※注2 各欄下段の括弧内の計数は、各団体区分別の導入団体の割合である。

出典：総務省調べ

外部監査人の資格

○ 包括外部監査人

(単位：人)

	都道府県	指定都市	中核市	特例市	特別区	その他市	町村	合計
弁護士	4 (8.5%)	2 (11.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (16.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	7 (6.2%)
公認会計士	42 (89.4%)	14 (82.4%)	32 (91.4%)	3 (100.0%)	4 (66.7%)	4 (100.0%)	1 (100.0%)	100 (88.5%)
実務精通者	0 (0.0%)	1 (5.9%)	1 (2.9%)	0 (0.0%)	1 (16.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3 (2.7%)
税理士	1 (2.1%)	0 (0.0%)	2 (5.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3 (2.7%)
合計	47 (100.0%)	17 (100.0%)	35 (100.0%)	3 (100.0%)	6 (100.0%)	4 (100.0%)	1 (100.0%)	113 (100.0%)

○ 個別外部監査人

(単位：人)

	都道府県	指定都市	中核市	特例市	特別区	その他市	町村	合計
弁護士	0 -	0 -	0 -	0 -	1 (33.3%)	0 -	0 -	1 (16.7%)
公認会計士	0 -	0 -	0 -	0 -	2 (66.7%)	3 (100.0%)	0 -	5 (83.3%)
実務精通者	0 -	0 -	0 -	0 -	0 -	0 -	0 -	0 (0.0%)
税理士	0 -	0 -	0 -	0 -	0 -	0 -	0 -	0 (0.0%)
合計	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3 (100.0%)	3 (100.0%)	0 (0.0%)	6 (100.0%)

※注1 平成18年度に締結された包括外部監査契約又は個別外部監査契約に係る計数であり、速報値である。

※注2 各欄下段の括弧内の計数は、各団体区分別の構成比である。

出典：総務省調べ

外部監査人による監査のテーマ

○ 包括外部監査

(単位：件)

	都道府県	指定都市	中核市	特例市	特別区	その他市	町村	合計
補助金	20	8	13	1	1	2	1	46 (12.3%)
特別会計	7	8	8	2	1	2	1	29 (7.7%)
委託料	19	8	14	0	2	3	1	47 (12.5%)
その他予算執行	30	9	20	0	0	2	1	62 (16.5%)
物品	12	7	9	0	0	0	1	29 (7.7%)
公の施設	16	7	12	0	1	1	1	38 (10.1%)
債権	9	5	5	0	1	2	1	23 (6.1%)
基金	4	0	1	0	0	1	1	7 (1.9%)
その他公有財産	16	7	10	0	0	1	1	35 (9.3%)
公営企業	8	3	7	2	0	0	0	20 (5.3%)
公社	6	4	1	0	0	0	0	11 (2.9%)
その他財政援助団体	15	7	5	0	1	0	0	28 (7.5%)
合計	162	73	105	5	7	14	9	375 (100.0%)

※注1 平成18年度に締結された包括外部監査契約に係る計数であり、速報値である。

※注2 一の監査が複数の複数のテーマに係るものである場合は、複数計上している。

出典：総務省調べ

○ 個別外部監査

(単位：件)

	都道府県	指定都市	中核市	特例市	特別区	その他市	町村	合計
補助金	0	0	0	0	0	1	0	1 (14.3%)
特別会計	0	0	0	0	0	0	0	0 (0.0%)
委託料	0	0	0	0	0	0	0	0 (0.0%)
その他予算執行	0	0	0	0	1	0	0	1 (14.3%)
物品	0	0	0	0	0	0	0	0 (0.0%)
公の施設	0	0	0	0	2	0	0	2 (28.6%)
債権	0	0	0	0	0	0	0	0 (0.0%)
基金	0	0	0	0	0	0	0	0 (0.0%)
その他公有財産	0	0	0	0	0	0	0	0 (0.0%)
公営企業	0	0	0	0	0	0	0	0 (0.0%)
公社	0	0	0	0	0	1	0	1 (14.3%)
その他財政援助団体	0	0	0	0	0	2	0	2 (28.6%)
合計	0	0	0	0	3	4	0	7 (100.0%)

※注1 平成18年度に締結された個別外部監査契約に係る計数であり、速報値である。

※注2 一の監査が複数の複数のテーマに係るものである場合は、複数計上している。

出典：総務省調べ

外部監査の費用

○ 包括外部監査

(単位：団体、千円)

	都道府県	指定都市	中核市	特例市	特別区	その他市	町村	合計
1,500万円未満	7 (14.9%)	0 (0.0%)	14 (40.0%)	3 (100.0%)	6 (100.0%)	4 (100.0%)	1 (100.0%)	35 (31.0%)
1,500万円以上 2,000万円未満	34 (72.3%)	11 (64.7%)	21 (60.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	66 (58.4%)
2,000万円以上 2,500万円未満	5 (10.6%)	6 (35.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	11 (9.7%)
2,500万円以上	1 (2.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.9%)
合計	47 (17,142)	17 (18,921)	35 (15,212)	3 (8,233)	6 (7,342)	4 (7,475)	1 (5,000)	113 (15,605)

○ 個別外部監査

(単位：団体、千円)

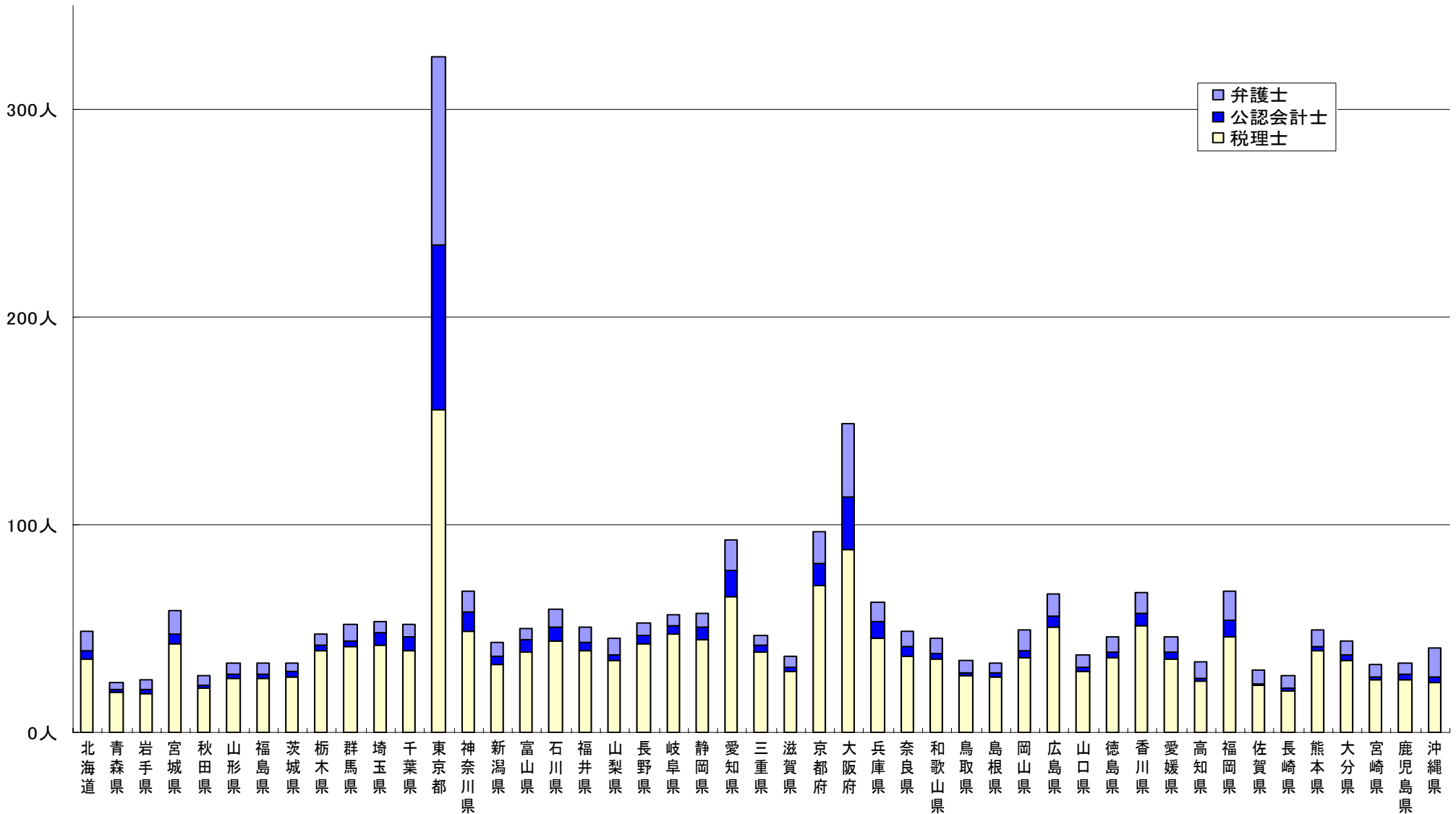
	都道府県	指定都市	中核市	特例市	特別区	その他市	町村	合計
1,500万円未満	0 -	0 -	0 -	0 -	3 (100.0%)	3 (100.0%)	0 -	6 (100.0%)
1,500万円以上 2,000万円未満	0 -	0 -	0 -	0 -	0 -	0 -	0 -	0 (0.0%)
2,000万円以上 2,500万円未満	0 -	0 -	0 -	0 -	0 -	0 -	0 -	0 (0.0%)
2,500万円以上	0 -	0 -	0 -	0 -	0 -	0 -	0 -	0 (0.0%)
合計	0 -	0 -	0 -	0 -	3 (4,147)	3 (3,333)	0 -	6 (3,740)

※注1 平成18年度に締結された包括外部監査契約及び個別外部監査契約に係る契約額（実績額）であり、速報値である。

※注2 各欄下段の括弧内の計数は各団体区分別の構成比であり、合計欄下段の括弧内の計数は、各団体区分別の平均契約額（千円単位）である。

出典：総務省調べ

人口10万当たりの弁護士・公認会計士・税理士の数



出典：日本弁護士協会調べ（平成19年8月1日現在）、日本公認会計士協会調べ（平成19年7月31日現在）、日本税理士会連合会調べ（平成19年3月31日現在）、住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数（平成19年3月31日現在）（総務省）

外部監査により経費の削減等が図られた事例

○ 秋田県の例

監査結果報告 (H18.3.10)	措置状況 (H19.2.13)
<p>2 特殊勤務手当(県税業務手当)について(H16:28,459千円) 管理職及び税務課職員への県税業務手当を廃止し、地域振興局県税職員への手当の減額をされたい。さらに、県税業務手当の廃止も検討されたい。</p>	<p>平成17年度実態調査の結果、業務の特殊性が認められるので、今後とも当該手当を継続する。 なお、管理職への支給は平成17年度末に廃止し、平成18年度から日額支給とした。また、対象業務については、特に困難な臨戸徴税等に限定した。</p>
<p>3 特殊勤務手当(知的障害児等指導補助業務手当等の支給額が僅少な手当)について 知的障害児等指導補助業務手当(H16:8千円)、潜水手当(H16:71千円)、火薬類等取締手当(H16:62千円)、温室内作業手当(H16:272千円)、早出勤務手当(H16:38千円)は、対象となる行為が少なく、手当創設時と比べ、手当の重要性が低くなっている。また、支給金額以上に管理費用がかかっていると思われるので、廃止を検討されたい。</p>	<p>平成17年度実態調査の結果、火薬類等取締手当・早出勤務手当については、業務の特殊性が認められなくなったことから、平成17年度末に廃止した。また、知的障害児等指導補助業務手当・温室内作業手当については平成18年度末の廃止を予定している。 なお、特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康といった特殊な勤務に対して支給するものであって、対象行為の多寡に着目した手当ではない。</p>
<p>5 特殊勤務手当(病虫害防除手当)について(H16:4,373千円) 病虫害防除手当は、農林漁業普及指導手当と併せて、廃止も含めそのあり方を抜本的に見直されたい。</p>	<p>平成17年度実態調査の結果、業務の特殊性が認められることから、今後も継続する。なお、平成17年度末に管理職への支給を廃止し、平成18年度から支給率を引き下げた。また、平成19年度に農林漁業普及指導手当の見直しを予定しており、併せて当該手当の見直しを行う予定である。</p>
<p>8 農林漁業普及指導手当について(H16:88,461千円) 農林漁業普及指導手当は、手当を支給するほどの特殊性があると認めがたいことから、廃止を含め、そのあり方を根本的に見直されたい。</p>	<p>農林漁業普及指導手当は、平成17年度に支給率を引き下げ、併せて管理職への支給を廃止した。 なお、平成19年度に改めて見直す方針である。</p>
<p>13 特殊勤務手当(ダム管理・建設手当)について(H16:10,841千円) ダム管理・建設手当は、月額ではなく日額で特殊現場作業手当の一つとして支給すべきである。</p>	<p>平成17年度実態調査の結果、一部業務に特殊性が認められたものの、全体としては月額支給するほどの特殊性がないものと判断し、平成17年度末に廃止した。 なお、特殊性が認められた高所作業については、特殊現場作業手当で措置した。</p>
<p>14 企業業務手当について(H16:11,197千円) 企業業務手当は、相当程度危険な業務に限定して、日額で支給することなどされたい。</p>	<p>平成17年度実態調査の結果、一部業務に特殊性が認められたものの、全体としては月額支給するほどの特殊性がないものと判断し、平成17年度末に廃止した。 なお、特殊性が認められる一部業務については、日額の危険業務手当を新設し</p>
<p>16 管理職手当について(H16:1,805,484千円) 管理職手当について、主幹から組織の実質的管理者である班長を対象とするよう変更されたい。その際、変更により財政負担を増加させず、実態を反映させるよう、手当支給割合の設定について考慮されたい。</p>	<p>財政負担への影響を考慮しつつ、平成19年度から管理職手当の支給対象者を主幹から班長に変更することとしている。</p>

○ 北九州市の例

監査結果報告 (H18.2.8)	措置状況 (H18.8.15)
<p>イ 決算書および決算書の体系・内容について (ア) 職員災害見舞金引当金(平成16年度 24百万円)の計上根拠について 「一般経理」の貸借対照表の固定負債の部に職員災害見舞金引当金24百万円が計上されているが、計上理由は、災害見舞金支出見込額を予算計上し、これを上回る支出が発生した場合のために、引当金を設定しているということである。北九州市職員厚生会の決算書作成にあたっては、「北九州市職員厚生会財務規程」第3条の規程が存在する限り、公正なる会計慣行としての企業会計原則を遵守する必要があると考える。よって、企業会計原則注解18の引当金設定の要件である、その発生が当期以前の事象に起因する将来の特定の費用または損失であり、「その発生の可能性が高いこと、合理的に金額を見積もることができる場合」についてのみ引当金は計上できると考えるべきである。 北九州市職員厚生会が計上している職員災害見舞引当金は、一般に公正妥当と認められている引当金の設定3要件には、該当せず、引当金の設定根拠は乏しく、準拠性違反と考える。 よって、職員災害見舞金引当金の理論的妥当性を検討し、引当の必要性を見直しされたい。</p>	<p>18年度から災害見舞金を廃止する。</p>
<p>(イ) 退会記念品料引当金の設定について 平成16年度の北九州市職員厚生会の「互助経理」の剰余金に、退会記念品料積立金として1,671百万円を計上しているが、企業会計上は引当金の設定要件に該当すれば、積立金としてではなく、引当金として計上されなければならない。 退会記念品料積立金については、引当金の設定要件に全て該当し、退会記念品料引当金として計上していないのは、準拠性違反と考える。 よって、退会記念品料引当金の理論的妥当性を検討し、引当の必要性を検討されたい。 なお、退会記念品料引当金として計上する金額を試算すると、1,338百万円となる。</p>	<p>18年度から退会記念品料を廃止する。</p>

○ 松山市の例

監査結果報告(H18.2.13)	措置状況(H19.2.13)
<p>②松山市交通安全推進協議会と交通指導員地区会長連合会の関係 資金の流れや用途を見る限り、推進協議会と地区会長連合会及び地区交通指導員会の会計が複雑でわかりにくい。 したがって、松山市交通安全推進協議会の会計の合理性・透明性を図るため、以下の2案を提案する。</p> <p>(a)松山市交通安全推進協議会会計の合理化・適正化 推進協議会から地区会長連合会への補助金(H16:300千円)は廃止し、地区会長連合会の会議や研修等の必要な経費は、推進協議会の直営事業として実施する。これにより推進協議会の活性化と会計の透明性の確保に繋がる。</p> <p>(b)松山市交通安全推進協議会の縮小 推進協議会からの補助金等は廃止するとともに、推進協議会の事業は実質的に市の総合交通課が事務局として担っており、できる限り縮小することが可能であることから市直営事業とする。指導員等への補助金は推進協議会を経由することなく松山市補助金とする。</p>	<p>平成18年度より、交通安全関係団体への補助金等については、市においても見直しの検討に着手しており、庁内での検討の結果、次のように取り扱うこととしている。この内容は外部監査人の意見と方向性は同じである。</p> <p>(1)平成18年度より、松山市交通安全推進協議会から交通指導員地区会長連合会への補助金は廃止した。</p> <p>(2)会議、研修費用は、大幅削減して交通安全推進協議会から直接支出する。</p>
<p>1-(2)-①-(a) 長期間継続して交付している補助金</p> <p>保安松林健全化整備事業補助金(H16:347千円) 松山市乳肉用牛振興協議会活動費補助金(H16:300千円)</p>	<p>平成18年度から廃止しました。 平成18年度から廃止しました。</p>
<p>1-(2)-①-(b) 長期間継続している負担金</p> <p>漁業廃棄物回収事業負担金(H16:451千円) 全国豊かな海作り推進協会負担金(H16:50千円)</p>	<p>平成18年度から廃止しました。 平成17年度から廃止しました。</p>
<p>1-(3) 事務局機能を市職員が担っている交付先 松山市乳肉用牛振興協議会活動費補助金(H16:300千円)</p>	<p>平成18年度から廃止しました。</p>
<p>松山市職員共済会(共済会への市の負担金 H16:180,442千円) 厚生事業の中で、庁内大会は、数多くの市職員が課を超えて幅広く交流するために、ポウリング・ソフトバレー・テニスなどのスポーツ大会を市職員共済会の負担で開催している。この事業費23百万円のうち約75%に当たる約17百万円が入賞代や参加賞代に支出されている。これらの賞品は、一部図書券もあるが、その多くは一個あたり2~3千円前後の物品である。しかしながら、参加者全員に交付される参加賞代は、金額的に大きくなりがちであり、松山市も財政負担をしていることから慎重な対応が必要である。</p>	<p>近年、公務員を取り巻く環境はますます厳しさを増していることを受けて、平成17年度は市負担率を7.0/1000に引き下げ給付・厚生事業の一部廃止、縮減を実施。さらに18年度からは職員の掛け金率を市負担率を1/1000カットし、給付・厚生事業の一部廃止、縮減を図っています。</p> <p>庁内職員競技大会につきましては、平成17年度より参加賞の見直しを行い、参加賞は千円程度に金額を引き下げ、平成18年度にはポウリング大会・ソフトボール大会以外の競技大会を隔年開催するなどの措置を講じた。</p>

監査結果報告 (H18.2.13)	措置状況 (H19.2.13)
<p>松山南地区防犯協会 ②渡し切り活動費 体育文化活動等活動費20千円は、帳簿上は、自己啓発活動費として実際の使途の領収書なしの渡し切り活動費として直接職員に金銭で支払っていた。100%補助金を財源として活動している団体であり、領収書のない職員への渡し切りの支出は望ましくなく、今後は、このような支出がないように要望する必要がある。</p>	<p>措置済み。 平成17年度より廃止している。</p>
<p>松山市防犯協会運営補助金 (c)研修会参加に伴う記念品 平成16年11月29日(月)に市役所で開催された役員会研修会のために、下記の記念品を購入している。 11/26:バスマット @1,600(税抜)×60個×105%=100,800円 防犯功労者に対する記念品の交付には一定の理解ができる者の、研修会に参加だけの記念品を交付することは見直しする余地があるものとする。</p>	<p>措置済み。 報償費からの記念品の支出は今年度より廃止し改善を行う。</p>
<p>(3)青少年団体関連補助金 青少年の健全育成のために活動している団体は、協議会の構成メンバー以外にも市内には数多くあり、また、青少年自ら自主的に活動しているケースも見受けられる。 このような青少年地域活動の構成団体の見直しの中、以下のような現行の補助金についても一定の見直しを検討するべきと考える。 ①青少年教育推進リーダー国内研修補助金(H16:500千円) ②松山市青少年地域活動推進会議連絡協議会補助金(H16:200千円)</p>	<p>青少年地域活動の構成団体の見直しの中、協議会の構成メンバー以外の団体等にも呼びかけ、社会全体で子どもをはぐくむことを目的に全市民的な民間の育成組織として「松山市青少年育成市民会議」が設立され、①②の実施主体である松山市青少年地域活動推進会議連絡協議会は、平成17年度末をもって発展的に解散し、補助金は廃止いたしました。</p>
<p>(4)全国大会参加補助金(スポーツ・健康教育課 H16:9,734千円 学校教育課 H16:9,565千円) 義務教育課程におけるスポーツや音楽関係の全国大会等に松山市を代表して参加する団体に対して、その参加に要する交通費相当額を補助している。この補助金については、交付要綱が制定されており、「普通運賃(特急料金を含み、学生割引を利用する場合はその実費とする)の往復相当額」となっている。 しかしながら、昨今様々な割引運賃制度や割引チケットが飛行機や鉄道を問わず流通している。 したがって、補助金の性格上、実費精算が原則であることから、交付要綱を改訂し少なくとも当該運賃の領収書等の証憑を入手し、普通運賃に基づき計算した運賃と実際支払った運賃を確認し、いずれか安い運賃を補助すべきである。</p>	<p>平成18年度から領収書を必ず入手して普通運賃に基づき計算した運賃と実際支払った運賃を確認し、いずれか安い運賃を補助することとした。</p>

外部監査制度と監査委員制度の関係

外部監査制度と監査委員制度の関係

- 地方公共団体の監査を本来的に担うのは監査委員であることを基本としつつ、外部監査制度は地方公共団体の監査機能の独立性と専門性を強化するために設けられたもの
- 監査委員は、経常的に地方公共団体の監査を実施
- 外部監査人は、随時・臨時に地方公共団体の監査を実施
- 外部監査人と監査委員とは、相互の監査の実施に支障を来さないよう配慮しつつ、互いの監査を円滑に実施

監査委員

- 地方公共団体の監査全般を行う地方公共団体内部の執行機関
- 財務監査・行政監査・例月出納検査・要求監査等を経常的に実施
- 上記のほか、外部監査人による監査の実施に当たっては、次のように外部監査に関して地方公共団体側から関わりを持つもの
 - ・ 外部監査結果の報告の受理・公表
 - ・ 外部監査人が関係人の出頭要求等をする場合の協議

外部監査人

- 地方公共団体の組織に属さない独立した立場から、高度な専門的知識に基づき、随時・臨時に監査を実施する者
- 外部監査人のイニシアティブによる特定事件の監査（包括外部監査）や、長等の要求に基づく監査（個別外部監査）を実施

○ 監査委員と外部監査人の役割分担

監査委員の監査		外部監査人の監査	
		(包括外部監査)	(個別外部監査)
財務監査（定期監査）	§ 199①・④	—	—
財務監査（随時監査）	§ 199①・⑤	○	—
行政監査	§ 199②	—	—
決算審査	§ 233②	—	—
例月出納検査	§ 235の2①	—	—
基金の運用状況審査	§ 241⑤	—	—
財政援助団体等監査	§ 199⑦	○	—
（長の要求）	§ 199⑦	—	○
指定金融機関等監査	§ 235の2②	—	—
（長の要求）	§ 235の2②	—	—
事務監査	住民の要求 § 75	—	○
	議会の要求 § 98②	—	○
	長の要求 § 199⑥	—	○
住民監査請求監査	§ 242	—	○
職員の賠償責任監査	§ 243の2③	—	—

これまでの地方制度調査会答申

第18次地方制度調査会答申の概要

地方行財政に関する当面の措置等についての答申（昭和55年12月）（抄）

- 最近、公正で能率的な行政の確保に対する住民の関心と期待は一段と高まってきており、地方公共団体における監査の機能の充実強化が急がれている。
- このような要請に応えるため、基本的には外部、内部両面にわたる監査機能の整備が必要であるが、いわゆる外部監査については、引き続き、新たな第三者機関の創設等現行監査委員制度とは別途の制度を検討することとし、さしあたり、次のとおり監査委員制度の整備を図ることとすべきである。

答申を踏まえた地方自治法改正（平成3年）の概要

- 監査委員の監査対象及び職務権限の拡大
 - ・ 機関委任事務も含め一般行政事務についても監査できることとする。（行政監査）
 - ・ 公の施設の管理の受託者に対して監査できることとする。
- 監査委員の独立性の確保
 - ・ 知識経験を有する者のうちから選任される監査委員を複数おく場合については、そのうち1人以上は、その就任前の一定期間当該地方公共団体の職員でなかったものとする。（いわゆるOB制限）
- 監査の実施体制の整備
 - ・ 都道府県及び人口25万以上の市については、知識経験を有する者のうちから選任される監査委員は、少なくとも1人は常勤としなければならないものとする。
 - ・ 監査結果の報告、監査意見の提出については、監査委員の合議により決定することとする。

第25次地方制度調査会答申の概要

「監査制度の改革に関する答申」（平成9年2月）（抄）

- 地方分権の推進に伴い、国が行ってきた地方公共団体の行政に対する関与等は縮減することとなるが、地方公共団体自らのチェック機能をさらに充実することが必要。
- 一部の地方公共団体に見受けられる予算の不適正な執行について、各方面の厳しい指摘が続いている。このようなことは、地方公共団体に対する住民の信頼を著しく損なうとともに、これからの地方分権のあり方についても憂慮すべき影響を与えかねないと危惧されるもの。
- 以上のようなことから地方公共団体の、予算執行の適正化、行政監理の充実、監査機能の強化などのチェック機能の向上を図ることが緊要。
- 地方公共団体の行政の適正な運営を確保するためにも、地方公共団体の監査制度の改革を進める必要があるもの。

答申を踏まえた地方自治法改正（平成9年）の概要

○ 外部監査制度の導入

○ 監査委員の定数の見直し

- ・ 町村の監査委員の定数を2人とする。

○ 退職職員の選任制限の強化

- ・ 監査委員のうち退職職員から選ばれるものについては1人を上限とする。

○ 監査の結果に関する報告に基づいて講じた措置の公表

- ・ 監査の結果に関する報告の提出を受けた議会、長又は関係のある委員会若しくは委員が、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として報告に基づいて措置を講じたときは、監査委員に通知し、監査委員はその旨を公表しなければならないものとする。

○ 事務局の充実方策等

- ・ 町村にも監査委員事務局を設置可能とする。

運用の充実を求めた事項

○ 監査の実施体制の充実

- ・ 規模の小さな町村においては現行の地方自治法に規定されている都道府県知事による勧告制度も活用して、監査委員事務局の共同設置を推進することを検討すべきである。
- ・ 有効な人材活用・育成という観点から、市町村の監査委員事務局への都道府県からの職員の派遣や、市町村間の人事交流を検討することも必要である。
- ・ 監査委員や事務局職員の資質向上の目的で各種研修が行われてきているが、短期間の研修であることから、事務局職員の専門性をより高めるためにある程度長期にわたる専門研修が行えるような体制を検討すべきである。
- ・ それぞれの地方公共団体においても、その実状に応じて監査委員及び事務局の独立性・専門性を強化する運用を行うよう検討してきくことを期待する。

○ 監査の透明性等の確保

- ・ 外部の能力を有する者に監査の基礎となる事項の調査を委託した場合は、透明性・客観性を確保するため、委託した旨及びその結果を当該結果の公表の際に明示することを進めるべきである。

今後引き続き検討する必要があるとされた答申事項

○ 選任方法のあり方

- ・ 長からの監査委員の独立性をより確保する観点から、監査委員の選任方法を議会で選挙することについて、今後引き続き検討していく必要がある。

○ 議員選出委員のあり方

- ・ 議員選出監査委員の定数についても、現行どおりでよいとする意見があるが、その一方で監査委員を議会の選挙で選出することとするならば、議員から選任するか否かは当該団体の判断に委ねるとともに上限を1人とすべきではないかという有力な意見もある。このような議論を踏まえて、議員選出の監査委員のあり方についても、今後引き続き検討していく必要がある。

第28次地方制度調査会答申の概要

地方の自主性・自律性の拡大及び地方議会のあり方に関する答申（平成17年12月） （抄）

- 監査委員は、地方公共団体の公正で効率的な運営を図るために置かれる機関であり、他の執行機関を牽制する役割にかんがみれば、その権限、組織、運営等の基本的事項については引き続き法律で定めることが必要である。
- ただし、その人数については、監査委員の職責を踏まえると法律で一律に定める必要は必ずしもないと考えられる。
- したがって、地方公共団体の実情に応じて監査機能の充実を図る観点から、識見を有する者から選任する監査委員については地方公共団体の条例でその数を増加することができることとすべきである。

答申を踏まえた地方自治法改正（平成18年）の概要

○ 監査の充実

識見を有する者から選任する監査委員の数について、条例でその数を増加することができることとする。